

令和4年6月6日改訂版における変更内容

○「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正

- ・この基準を令和4年5月31日付で改正したことによる変更

○建設業許可取得のために必要な資格一覧（P159～P160）

- ・資格コード36「登録基幹技能者」について、「登録解体基幹技能者講習」の修了が新たに資格要件として位置付けられたため、解体工事業についても資格を有することとなりました。
- ・一覧表下部記載の注について、次のとおり修正を行いました。

①*5（よりわかりやすい内容とする修正）

修正前 …「2級」取得後1年間（平成16年4月以降の合格の場合には3年）…

修正後 …「2級」取得後3年間（平成15年度以前の合格の場合には1年）…

②*8（記載内容の誤り）

*8（「解体工事業」の専任技術者になることができる「とび・土工」の資格を平成28年6月1日以降に取得していることが必要です。）
を削除

③*9及び*10（番号の繰り上げ）

*8の削除に伴い、*9及び*10を*8及び*9に繰り上げ